

中部関西間連系線に係る広域系統整備計画  
実施案の提出期限の変更について（案）

中部関西間連系線に係る実施案については、2023年12月28日付けで業務規程第56条の2及び第56条の4の規定に基づき、中部電力パワーグリッド株式会社及び関西電力送配電株式会社に対して、広域系統整備の基本要件を示した上で実施案の提出を求めているところ。

今般、事業実施主体の検討状況等をもとに、第74回広域系統整備委員会において実施案の提出期限について審議したことを踏まえ、その期限を延長することとしたい。

記

1. 実施案の提出について

2023年12月28日付けで中部電力パワーグリッド株式会社及び関西電力送配電株式会社へ要請した実施案の提出について、別紙のとおり変更する。

（添付資料）

別紙1：中部関西間連系線に係る広域系統整備計画 基本要件及び受益者の範囲（案）

別紙2：広域系統整備計画に係る実施案の提出期限等の変更について（中部電力パワーグリッド株式会社）（案）

別紙3：広域系統整備計画に係る実施案の提出期限等の変更について（関西電力送配電株式会社）（案）

以上